

带状疱疹予防接種費用補助

带状疱疹とは、過去に感染した水ぼうそうと同じウイルスが体内で再活性化し、体の片側にピリピリとした痛みを伴う赤い発疹や水ぶくれが帯状に現れる皮膚の病気です。

50歳以上から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。

また、高齢発症者の約2割が带状疱疹後神経痛を合併するとの報告もあります。

このような状況から、阪神高速道路健康保険組合は、2026年度より「带状疱疹ワクチン接種補助」を保健事業として新たに開始することにいたしました。

【目的】

被保険者が、带状疱疹予防接種を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、疾病予防に資することを目的とする。

補助対象者	全被保険者 ただし、以下に該当する場合は対象外とする。 ①接種年度内に65歳になる被保険者と、国の5年間経過措置により70歳・75歳になる組合員は、定期接種（市町村自治体から公費助成あり）の対象となり、組合からの補助金交付の対象外となります。 ②また、50歳以上を任意接種の助成対象とする一部の自治体居住者で公費助成を受けられた組合員も、組合からの補助金交付の対象外となります。 公費助成については、お住いの自治体HPでご確認ください。
補助金額	1人4,000円 ※補助金額に満たない場合は実費とします ※生ワクチン（効果約5年）、不活化ワクチン（効果10年以上）のいずれか一方
補助回数	年度内に1回
接種期間	2026年7月1日～翌2月末日まで
医療機関	指定なし
申請方法	以下の書類を組合へ提出してください。 ①带状疱疹予防接種費用補助金申請書 ②領収書の写し（接種者の氏名、接種日等がわかるもの） ※領収書（原本）は、返却いたしませんのでご注意ください。 領収書には、「带状疱疹ワクチン接種代金」の記載が必要です。
支払日	毎月15日までに組合が受付けた分について内容の確認を行い、翌月の給与とあわせて振込みます。 ※支給が決定した場合、支給決定通知書を各々に送付します。 ※任継は、指定の口座に組合から直接振込みます。
カフェテリアポイントについて	阪神高速社員メニュー1103-1「予防接種補助」に自己負担分を申請してください。 ※組合から送付する支給決定通知書を添えて、自己負担分を申請してください。 例 接種料金 8,000円 組合補助 4,000円 カフェ申請 4,000円上限
備考	■ワクチンの効果・副作用等について ①带状疱疹ワクチンの効果、効果持続期間、副反応などの医薬品情報は、ワクチンの販売元、あるいは厚生労働省のHPでご確認ください。 ②生ワクチンを接種する場合、他の生ワクチンと組み合わせる場合は、27日以上の間隔を空けなければいけません。詳しくは受診先にご相談ください。